



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 2 日 (火)
号外第 76 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| ◇ 規 則 | 鳥取県環境美化の促進に関する条例第 13 条第 1 項の区域を定める規則 (59) (循環型社会推進課) 3 |
| | 鳥取県職員の共済制度に関する条例施行規則を廃止する規則 (60) (福利厚生課) . . . 4 |

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第1項の区域を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県環境美化の促進に関する条例の適用を除外する市町村を定める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県環境美化の促進に関する条例の規定を適用しない区域は、鳥取市、米子市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡日吉津村並びに日野郡日野町の区域とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県職員の共済制度に関する条例施行規則を廃止する規則について

1 規則の廃止理由

鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止することに伴い、鳥取県職員の共済制度に関する条例施行規則を廃止する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県職員の共済制度に関する条例施行規則は、廃止する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第1項の区域を定める規則をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第59号

鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第1項の区域を定める規則

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第13条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる市町村の区域とする。

- (1) 鳥取市
- (2) 米子市
- (3) 倉吉市
- (4) 岩美郡岩美町
- (5) 八頭郡八頭町
- (6) 東伯郡湯梨浜町及び琴浦町
- (7) 西伯郡日吉津村
- (8) 日野郡日野町

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県職員の共済制度に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

鳥取県職員の共済制度に関する条例施行規則を廃止する規則

鳥取県職員の共済制度に関する条例施行規則（昭和36年鳥取県規則第56号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。